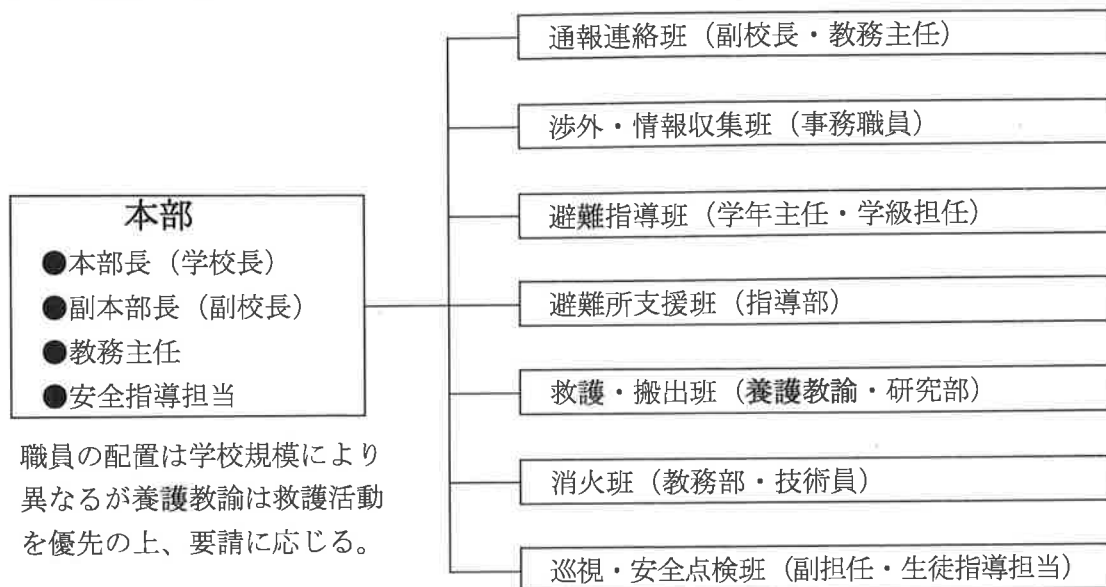


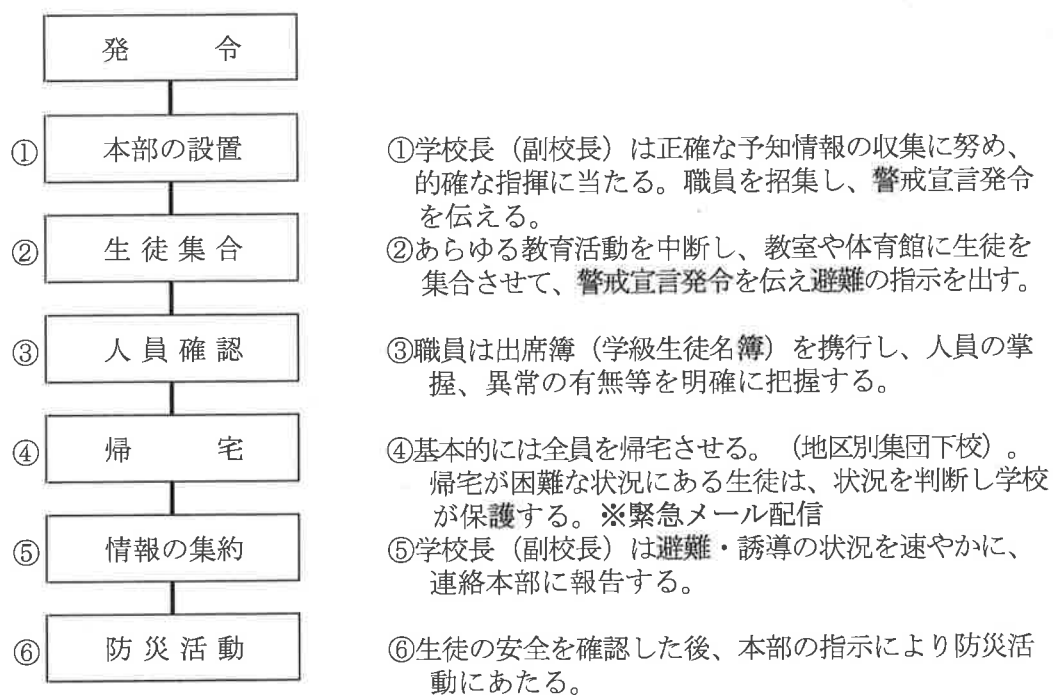
4、災害発生時の対応と役割

①校内防災組織と発生時の流れ

(1) 防災組織



(2) 大規模地震警戒宣言発令時



- あらゆる状況、流れの中で、人命救助(救出)を最優先させる。
- 正確な情報収集と指示の徹底に努める。

② 学校が避難所となった場合の対応（運営方針）

学校は本来教育施設であり、災害時における学校の最も重要な役割は児童生徒の安全を確保することと授業の早期再開に向けて取り組むことである。

しかし、大きな災害が発生した場合、次のような学校は、避難所としての役目をおこなわなければならないので、体制を整えておかなければならない。

- 1 市町村地域防災計画において避難所として指定されている学校
- 2 災害の規模、程度、地域の実情により、避難所となることが予想される学校

A 運営体制

- ① 総括班
- ② 安全点検・巡視班
- ③ 避難所支援班

B 初動体制

- ① 校内にいる児童生徒の安否確認と避難誘導
- ② 避難者の受け入れと誘導
- ③ 救命救急措置
- ④ 教育委員会、災害対策本部等との連絡、情報確認
- ⑤ 避難者への情報伝達
- ⑥ 備蓄物資の配給

C 避難所としての施設の使用

- ① 主として避難者収容のために必要なスペース
・ 体育館 ・ 講堂 ・ 多目的スペース ・ 普通教室
- ② 負傷者、病人、高齢者のために必要なスペース
・ 保健室 ・ 和室
- ③ 避難所運営のための管理に必要なスペース
・ 校長室 ・ 職員室 ・ 放送室

※ ただし、校長室、職員室、保健室、特別教室など、管理が必要な場所については極力、開放しない。

D 予想される業務内容（例）

- ① 水・食料の分配
- ② 救援物資の受け入れと管理
- ③ 炊き出し、水汲み
- ④ 清掃
- ⑤ トイレの設置、維持、管理
- ⑥ ゴミ、廃棄物の管理
- ⑦ 避難者との連絡窓口
- ⑧ 避難所外からの安否確認等への連絡対応
- ⑨ 避難所内の情報連絡、掲示

校内配置図の作成

住民が避難して来るまでに、使用可能な施設と立入り禁止の施設の区域を決定し表示する。例えば、体育館の中をテープやロープ等で線引きをして、トイレ前や炊き出し場、受付、重病者の収容などに必要なスペースや通路を確保しておくことで、行政支援者が到着した際の混乱を避けることができる。

仮設トイレの位置など、公衆衛生上の指南役として養護教諭の役割は大きいので、校舎内外の環境等について日頃から気を配り、迅速に対応できるよう、職員間の共通理解と連携を図っておく。

③ 災害発生時における保健室の役割

- 1 救急処置と救急体制の確立
- 2 心身の健康状態の実態把握
- 3 専門的な情報の収集と発信
- 4 健康相談活動

④ 災害発生時における養護教諭の役割

- 1 応急手当
- 2 医薬全般
- 3 衛生管理

⑤ 災害発生時における具体的な養護教諭の対応

備えや対応の手順に関わる情報や報告を求められることがあるので、事前に以下の事項について留意し、適切な対応を行わなければならない。

- 1 救急班の編成
- 2 救急班への救急処置の指導と協力
- 3 救急用品の常時配備
- 4 非常持出し用救急用品の配備
- 5 配慮を要する児童生徒の把握
- 6 配慮を要する児童生徒の避難方法の周知徹底
- 7 校内の連絡体制の整備
- 8 全教職員との共通理解
- 9 医療機関への連絡体制の明示
- 10 保護者への連絡方法の把握
- 11 災害情報の収集方法の把握

※ 養護教諭が不在の場合でも、職員が初動できるような体制を校内にきちんと作っておくこと。

※ 養護教諭自身が対応に悩み、行き詰まったりした時に相談できる仲間や尊敬できるスーパーバイザーを心に決めておくことよい。

※ 学校職員の一人としての役割をきちんと果すこと。

5、家庭との連携

- ① 担任だけが、心のケアを必要とする児童生徒の家庭との連携にあらず、養護教諭や心のケアを担当する教員等のサポート体制を整備する。
- ② 保護者の理解を得ながら、スクールカウンセラーなどへの相談を勧める。
- ③ 必要に応じて、関係機関との連携を図り、家庭への支援に配慮する。

<連携の具体的な方法>

- ① 連絡帳
- ② 電話連絡
- ③ 家庭訪問
- ④ 個別懇談
- ⑤ 学級懇談
- ⑥ 学年懇談
- ⑦ 各種たより

<きめ細かい援助が必要な家庭>

- ① 小さい子供たちを抱えている
- ② 経済的に不安定な状態
- ③ 職業をほとんどもっていない
- ④ 怒りの感情が強い
- ⑤ 非常にやつれている
- ⑥ 自責の感情が強い
- ⑦ 現在の親戚、友人、地域での人間関係が乏しい
- ⑧ 先生方が見て、保護者が援助を必要としていると感じた

●関係機関との連携

- ① 心のケアを必要とする児童生徒の状況に応じて、臨床心理士、精神科医など、専門家や関係機関との連携を図る。
- ② 関係機関との連携は、保護者の理解を得た上で慎重にすすめる。その際、養護教諭や心のケアを担当する教員が、担任、家庭、関係機関等の連携を図るコーディネーターの役割を果す。
- ③ 専門家を校内研修の講師に招くなどして、平素から連携を密にし、災害や事故が発生した際に、即応できる体制を整えておく。

6、教職員の心の健康管理（メンタルヘルス）について

対人専門職と言われる、教師、医師、看護師などは、対人関係からくるストレスに慢性的にさらされているために、「燃え尽き症候群」に陥りやすい職業とされている。災害時は、平時以上に責任の重圧を感じ、ストレスが高じやすいので、従事する教職員の心理的問題を深刻化させないよう配慮が必要である。

<具体的な方策>

- ① 救援活動中は、必ず時間を決めて休息を取る。
- ② 決まった時間で交替する。
- ③ 活動の方法と留意点を事前に確認しておく。
- ④ 一日の活動の終わり（活動の節目）に自分の体験や感じたことを仲間と話し合い、共有しておく。
- ⑤ 疲れがたまってきたと感じた時は、一時活動を中止する。
- ⑥ 周囲が疲労を感じる本人に中止の意図がない場合はリーダーが中止させる。
- ⑦ 処置できない心理的問題については専門家に相談する。

A 被災教職員に対して

- ① 校長等による十分な配慮を基本とすること。
- ② 一般被災者と同様のケア体制の活用を行うこと。

B 避難所運営にあたる教職員に対して

- ① 災害救急医療チームに、精神科医を加えて編成する。
ストレスチェック、応急処置、治療、カウンセリングの実施。
- ② 教職員健康管理体制の活用
- ③ グループワーク活動
精神科医、臨床心理士などの専門家とグループワークを展開し、そこで研修を積んだ教職員が避難所でグループワークを行う。
- ④ 精神保健相談機関の活用
- ⑤ 臨時の健康診断の実施